

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
第5回 地域自治組織等小委員会

《 会 議 録 》

日 時：平成16年4月9日(金)13:00~15:30
会 場：厚田村議会議場

第5回 地域自治組織等小委員会会議録

開催日時：平成16年4月9日(金) 13:00～15:30

開催場所：厚田村議会議場

【出席委員】(敬称略)

委員長

佐藤 豊治

副委員長

神田 一昭 桐山 和郎

委員

中野 文能 堀 弘子 河合 英治 田村 嘉瑞 越智 正男
小林 義行 飯尾 亜紀仁 鈴木 日出男 石橋 千春 田中 宣律

【欠席委員】(敬称略)

岸本 アイ 佐藤 克廣

【事務局】

工藤 泰雄 清水 敬二 松儀 倫也 中村 裕一 富木 則善
江部 靖 田中 匡

【出席職員】 7人

【傍聴者数】 3人

議事日程

1	開会	3 頁
2	協議事項	3 頁
3	その他	32 頁
4	閉会	32 頁

1. 開 会

佐藤委員長：皆さん、こんにちは。

本日はお忙しい中をお集まりいただき、まことにありがとうございます。

ただいまから第5回地域自治組織等小委員会を開催いたします。

現在の出席委員数は13名で、定足に達しておりますので、なお本日の会議終了予定は3時をめぐりにしておりますが、進行状況によっては時間が延びることもあろうかと思いますが、よろしく願いをいたしたいと存じます。

2. 協議事項

佐藤委員長：早速ですけれども、協議に入りたいと思います。

協議事項に入りたいと思いますが、本日の協議事項は「地域の自治的な組織の選択について」と「支所・出張所のあり方について」であります。

前回の会議でお願いしておりましたとおり、本日はこの委員会におきまして、「地域の自治的な組織について」一定の方向性を出していきたいと思います。地域の声を反映させる制度の選択として、前回の資料7で申し上げますが、の新市の執行機関の一部としての支所等の機能を持っている地域自治区を選択するのか、の地域に限定された事務だけを行う法人格を有する合併特例区にするのか、の新市建設計画の執行状況等に意見を述べるなど、地域住民の意見を反映させる組織としての地域審議会にするのか、の地域自治区も合併特例区も地域審議会も設置しないで、現在の石狩市の市民の声を活かす条例などの制定で対応していくのか、この4つの選択肢のうちから選択することになります。皆様の意見を一通りお聞きした後で、方向性を出していきたいと思います。

このような進め方で異議がございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長：はい、ありがとうございます。

それでは、田中委員を除いた全員の意見を聞いていきたいと思います。

まず、意見が出そろったら休憩をいたしますが、一人一人のご意見をお聞きしたいと存じますので、よろしく願いをいたしたいと存じます。

田村委員：ちょっとその前に勉強させてください。

佐藤委員長：はい、田村委員。

田村委員：地域審議会と法人格なしの地域自治区、これの違いというのは、どの程度あるのか。

佐藤委員長：事務局の方で説明いただけますか。

清水事務局次長：事務局次長の清水です。

地域自治区の法人格ない場合と、これ法人格なしの場合と地域審議会を設置する場合のその差違という形になりますけれども、前回の資料7でも簡単には書いてあるのですが、まず地域審議会の方なのですけれども、これは設置の考え方のところにありますとおり、合併後

の区域の地域の住民の意見を施策に反映するため、旧市町村単位として期間を定めて設置するという、こういう単位の審議会でございます。審議会でございますので、これは新市の中のいわば全体の中での審議会という形の意義づけとなってきます。

そういう中で、1つテーマがあるとします。仮に新市の中で総合計画などを策定するといった場合が出てくるかと思えます。そういった場合に地域の意見を反映させるために、この審議会の方に1つのテーマとして諮問されて、その中で審議されていくという、そういうようなことが考えられるのではないかなと、そういう形で考えていただければと思っております。

それに対しての地域自治区の方でございますが、これは自治法による地域自治区なのか、合併特例による地域自治区なのかによって若干趣を異にしますが、合併協議の関係で合併協議の特例、合併特例の方で説明させていただきますと、これは旧市町村単位で地域自治区を置くことが可能となってきます。そして、それは支所機能とあわせ持ったものでございます。ですので、これ自体が行政機関となっているという性格を持っています。

ですから、その行政機関として支所的な事務を有する部門と、それから地域審議会的な要素になりますが、地域協議会として地域の中の諸々の振興とか、いろいろな住民自治に関する事項とか、もしくは先ほど言いました同じような計画の部類の検討とか、そういったことをする地域協議会というのも中に入り込むという形になります。

そうしまして、その地域協議会と実際の行政事務を行う事務というのは、1つの組織の中の部門でございますので連携をとり合いながら、合併後の地区を行政事務なり住民自治の関連を行っていくという、そういうような性格となります。

整理しますと、地域審議会というのは、ちょっと言葉が悪いかもしれませんが単なる新市における審議会の1つという性格でございます。それから、地域自治区につきましては、行政機関としての権限というか、事務権能を持った組織の中で事務部門と協議会の部分を持っている、そういうふうに分かれる。このようにご理解いただければと思っております。

このようなご説明で、よろしいでしょうか。

田村委員：わかりました。

佐藤委員長：はい、桐山委員。

桐山委員：厚田村の桐山です。

の事務所と支所等機能ありですが、これはどうしても併設しなければいけないものか。それとも支所として置いた場合、合併特例の方であれば、事務所は置かなくてもいいとか、その辺を説明してもらっていいですか。

清水事務局次長：ご説明いたします。

地域自治区につきましては、これは支所の機能を有すると書いてあるのですが、これはわかりやすいためにこういうふうに書いておいたのですが、地域自治区が行政機関そのものになるのです。ですから、わかりやすいように支所機能を有しているそのものだというふうにご理解してください。

ですから、これから分離して支所を置く、置かないという議論にはならないわけなのです。つまり、もう新市の、仮に厚田村でございましたらば、厚田村に地域自治区を置くのであれば、それは厚田地区の支所であり、1つの地域協議会をも含んだ支所であると。行政機関そのものとして厚田地区に置かれているというふうに理解するわけなのです。

ですから、ここの地域自治区から支所機能を分離するとか、そういう話ではできません。法令上は1つのものとして扱われるような形で書かれているというところです。

桐山委員：事務所との関連は、あえて2つ置かなくてもいいというふうに書いていると思うのですが。

清水事務局次長：資料7を見ていただければわかりますように、この地域自治区の下へ行きます。検討の内容で、地域自治区の概要検討というのがありますが、その下に支所等のあり方というのが抜けております。というのは、もう支所等の機能が、この地域自治区の中に入り込むために検討する必要がございません。ですので、わざと入れていない、抜けているという形になります。

桐山委員：入っていないことがすごく私は理解に苦しんで、そぐわないという考え方でした。わかりました。ありがとうございました。

佐藤委員長：はい、ほかにございませんか。できるだけお一人一人のご意見をいただきたいのです。

はい、中野委員。

中野委員：昨日の新聞で、新議員の定数の問題が出ておりました。決定したわけではございませんけれども、ほぼその方向に向いているということでございまして、それが定数50の方向に進む、あるいは決まるということになると、この地域自治組織の問題について、何か特に影響は出ますか。考え方と申しますか、事務局の何かその辺の問題について、お示しをいただければなと思うのですが。

佐藤委員長：事務局お願いいたします。

清水事務局次長：事務局として議会議員の小委員会と、ここの小委員会。これはイメージといいますが、ニュアンス的、感覚的にはやはり同じような新市のあり方の1つでございしますので、それは密接に深くかかわる部分はあるのではないかと思います。事実的な検討の内容としては、直接的につながるものではございません。なぜならば、地域の自治のあり方というのは、かくかく3市村の合併後のあり方、その体制づくりの1つと考えております。住民の自治でございましてから住民の意見を吸い上げることですとか、またはそこでの行政機能、つまり支所のあり方ですとか、そういうことをここで論じていく、そのことを考えていく場がこの小委員会でございます。

それに対して、議会議員の小委員会と申しますのは、新市全体の話でございます。全体でどのような議会の定数でもって議会運営を行っていくかと、そういう形を合併直後の特例法の内容も加味しながら考えていくという話になります。先ほど言った意味では関連はありますが、実際に具体的な検討になりますと、つまり議員定数が50になろうか30になろうか、

そのあり方の中で、それが50になったからイコールこっち側ですよ、30になったらイコールこうですよと、そういうふうな単純な結びつきにはなりません。そういうふうに理解していただければと。

というのは、地域自治区なり審議会なりで委員数がある程度決まってくれば、それについて、そこでそういう委員が置かれるならと思う方もいらっしゃるかもしれませんが、いや、それとこれは話が別だと。地域のここの実態の分は、これはまた別に考えるべきだという意見があれば、それ直接結びつかないこととになってしまいますし、それは皆様方の個々の判断にゆだねられることというところでございます。

佐藤委員長：河合委員お願いします。

河合委員：地域協議会のことなのですけれども、資料3でいきますと、報酬の関係なのですけれども無報酬も可とありますけれども、ということは、報酬はあるという解釈でよろしいのでしょうか。

佐藤委員長：事務局お願いします。

清水事務局次長：地域自治区の中の地域協議会の報酬につきましては、これはやはり何らかの働きといいますか、活動をしますと報酬というのは当然考えられるところでございます。

ただ、地域自治区は地域の住民自治といいますか、それらを主眼としておりますために、このごろの流れとしますか、考えの方向といいますか、中にはボランティアでそういうものをするべきだという意見も多数ございます。そういうことを反映して、有償にもできますし無償にすることもできますよというふうに理解していただきたい。

佐藤委員長：河合委員、よろしいですか。

河合委員：はい、よろしいです。

佐藤委員長：田村委員、お願いいたします。

田村委員：くどいようですけれども、地域審議会と法人格なしの自治区を対比する場合、支所の規模というのは、これかなり変わるということになるのでしょうか。地域審議会でも支所を置くことは可能ですよね。

佐藤委員長：事務局から説明いただきます。

清水事務局次長：地域審議会を置いたときには、ここで皆さんに、そのときは支所を置くかどうかを検討していただくのですが、仮に支所を置いた場合、地域審議会で仮に支所を置いた場合は、地域自治区の機能と差があるのかどうかという形のご質問でよろしいでしょうか。それは、ここの場で決めていく話になるのですけれども、私個人のイメージということでお答えさせていただきます。

個人で考えるところでは、それについて差を設けるべきではないであろうというふうに考えます。恐らくイメージ的には同じような機能の中で、審議会が新市にぶら下がって機能として入るのか、それが地域協議会として地域自治区の中に入り込むので機能していくのか、その違いになってくるのではないのかなと、イメージ的にはそういうような感じがいたします。つくり方ですけれどもね。

佐藤委員長：よろしいですか。

小林委員お願いします。

小林委員：要するに地域の自治的な組織の選択についてと、この前資料7でもって、いろいろと細かく説明をいただきましたから、それで私は前々からいつも持論としておりますが、地域のやっぱり一体化、そして地域の特性、そういうものをやっぱり重視をしなければだめだと思ふ。

したがって、私は地域自治の法人格なしの、やはり区を浜益村、厚田村に設置することが望ましいと、そういうふうの前々から申し上げておりますので、私の意見はそれでありませう。

そして、特例の一定期間とこうありますが、これは私は、もう前回にも前々回にも申し上げましたが、10年ぐらいでないかと。ここに新市建設の計画期間程度かというふうなことが書いてありますが、私は大体10年ぐらいではないかなと、そういうふうを考えている。地域協議会はずぐ設置をいたしますし、それから事務所は市町村のやっぱり事務を分掌するわけでありますから、そしてこの機能だとかそういうことが今後問題になってきましようから、これはやっぱりこの程度の機能というふうなことを、それぞれの役所、市役所等の協議の中で、こういう案、こういう案、こういう案があるなというふうなことを私たちに示していただいて、そしてその機能、人数等々を我々は参考にして議論をし、方向性を出して報告をしていけばいいのではないかな。

それで、あとは区長を置くとか置かないとかという、そういうことはまた後で意見が出てくるだろうと、そう思っております。すべて私はこれについて、全面的に地域自治区の法人格なしをいいというふうに思っているわけです。

佐藤委員長：ただいまの小林委員の地域自治、法人なしという でよろしいのですね。はい、わかりました。

飯尾委員、お願いいたします。

飯尾委員：石狩市の飯尾でございます。

私も を選択するのですが、小林委員と若干その選択の仕方が違いまして、その辺からお話させていただきたいと思ひます。

まず、それぞれの制度の違いについて自分なりに確認させていただいていたのですが、まず の地域自治区というのは、これは合併問題と一切関係なく、地域コミュニティの育成と行政の協働というものを目的にした法律ではないかなというふうに思うところがございます。数年前に地制調の西尾副会長という方が試案で立ち上げられてから、この趣旨というのが出てきまして、これはどこまでもいっても合併問題と関係なく、地域コミュニティ、行政との協働ということを目的にしている法案だというふうには私に考えております。

ですから、市町村の区域を一定の集落、中学校区などによって設置して地域の自治を行うためのものであるのかなというふうに感じております。ただ、合併に際する特例が一定期間設けられているというところがあるかなというふうに思っています。

の合併特例区ですが、こちらは完全に合併に際して伴う地域性の激変を緩和するための

ものであって、区域は合併関係市町村の1または2ということ。要するに、合併される側、する側の区域をもって激変を緩和するものだというふうに理解しております。

の地域審議会は、こちらも同じように合併に際する激変緩和だとは思いますが、はっきり言いまして私を感じたところ、役割、権限というものが明確でなく、ほとんど意味をなさないのではないかなというふうに感じております。

私の意見としましては、何を選択したらいいのかということですが、合併することによって基礎的自治体と言われる新石狩市が、行政サービスを行うために足腰が強くなるわけですが、その行政サービスと観点を別にしまして住民自治というものを育成するということと、行政との協働ということを考えまして、新石狩市全市において、おおむね中学校区を根拠として地域自治区を設置すべきであるというふうに考えております。

ただし、旧厚田村、旧浜益村は、それぞれそのまま1つの区域としまして、旧石狩市においては、本町、八幡、高岡地区で1つ、花畔、生振地区で1つ、花川北、緑苑台地区で1つ、花川南、樽川地区で1つという計4つ、厚田地区、浜益地区を含めまして6つの地域自治区の設置が望ましいというふうに考えております。

しかしながら、合併までの期間を考えますと、支所の設置など義務づけられておりますので、支所の設置など財政的、時間的に非常に難しい面があると思われるため、合併当初は改正地方自治法の特例を活用しまして、先行して厚田村と浜益村に1つずつ地域自治区を置くことが望ましいというふうに考えております。

その期間ですが、特例を使用した場合、区長の任期2年というふうにありますので、その2年の倍数、すなわち4年か6年というところがめどではないだろうか。そして、その期間が終了するまでに新市の市議会議員の皆様方にご尽力いただきまして、全市における地域自治区設置条例を、その期間の終了するまでに条例を制定していただくというふうに意見をつけていただきたいなというふうに思います。

それともう1つ、この法律にとらわれていると地域自治区を選択した場合でも、余り大した仕事はできないのかなというふうに思われるのですね。とらわれると余り権限がないように思われるところがございますので、地方自治法とは別個に、やはり新市の新市議会においても独自の条例において、地域自治権の拡大というものを検討してもらってはいかがかなというふうに思われます。

御存じの方おられるかと思いますが、北海道新聞の2月27日に岩見沢市の事例が出ております。岩見沢市というのは合併とは一切関係ございませんが、独自に市内を7つほどの拡大自治区というものを設けまして、いわゆるそこに身近な生活道路の補修だとか、地域の公園の整備、ごみステーション管理、そういうものをすべて企画運営させよう。そして近い将来、2、3年のうちには予算も配分してしまおうと、これを独自にやっているのですね。だから、地方自治法にとらわれていると、地域自治区の権限が余りにもないということもありますが、活用の仕方によっては、もういろいろな育成の仕方ができるのではないかなというふうに思います。

長くなりましたが、私の意見は の全市に地域自治区を設置。しかしながら、先行して特例区として厚田村、浜益村に一定期間、合併に際して置くということ。期間が終了するまでに、全市に置けるように設置条例を制定していただくということでございます。

佐藤委員長：はい、ありがとうございます。

かなり中身の濃いお話でございますが、ちょっと聞きなれないようなこともありましたけれども、どうですか。

石橋委員、よろしく申し上げます。

石橋委員：浜益村の石橋です。

浜益村もこの3人、あるいはいろいろな方々のご意見を聞きまして、 の地域自治区を選択したわけでございます。特例として一定期間とありますけれども、大体10年くらいというような説明ありましたけれども、これを実行してみて、もしよければあえて10年という期間でなくても、特に今度は自治法に変えて飯尾さんが言いましたとおり、これから石狩地区もどンドンどンドン大きくなっていくと思うのです。やっぱり一つの行政の中では大変だと思うので、今度は自治法に変えていきますと旧石狩市の中にも今言ったみたいないろいろな自治区を置いて、そしてこの辺を図っていくのではないだろうか、そんなことで の地域自治区に賛成するものであります。

委員長：はい、ありがとうございます。

河合委員、申し上げます。

河合委員：今いろいろ話が出ていますが、特例の一定期間という部分なのですが、おおむね新市計画期間程度、約10年というようなお話なのですが、先ほどの事務局の説明ですと、地域自治組織そのものが行政機関であると。そういう解釈からして、この期限が切れると同時に、行政機関そのものも基礎的自治体に移行してしまっなくなるということですか。

佐藤委員長：事務局お願いいたします。

清水事務局次長：確かにそういう点がご心配になるかと思いますが、これは地域自治区という形がなくなるという形で理解していただければいいのですが、ではその支所機能も引き上げてしまうのか。実態上はそうはならないでしょうから、その期限が切れる前にどうするか。つまり支所機能だけは残すというようなお話し合いになるのではないかと、そういうふうなことがちゃんとお話し合いできれば、その支所機能の分だけはきちんと残っていく。また、それが自然なのではないかなというふうな気がいたします。

河合委員：はい、わかりました。

佐藤委員長：したがいまして、4つの選択の中で、河合さんはどれを選びますか。

河合委員：選択については の自治区でいきたいと思っています。

佐藤委員長：はい、桐山委員、申し上げます。

桐山委員：ただいま飯尾委員もおっしゃってありましたけれども、私もたしかガバナンスだと思うのですが、そういったものを見せていただきまして、西尾さんの書かれてい

ること、それからニセコ町長さんの書かれていることなどを読ませていただいている、もし変わるのであれば私は合併特例区の法人格あり、これがそのような形になればという密かな期待を持っていたのですが、こうやってでき上がったものを見ましたら5年以下という枠をはめられまして、到底私の理想とはかけ離れております。

それで、いろいろ視察等もさせていただいて、本州の1,200年もある、歴史のあるところの合併のお話なんかを聞きましたら、ああ、そういうところがこの5年かけて法人格を持っていなければ、いろいろな処理ができないのだなという理解をしているわけでございます。

そうすると、法人格なしの地域自治区ということになるのですが、田村委員からも質問ありましたように、事務所と支所機能の点がどうもしっくりしなかったものですから、そして下の方に支所等のあり方ということがないということは、よくわかったのです。既に支所機能ありということですね。今説明を受けました。そこら辺の理解がきちっとできなかったものですから、最初私は地域審議会というのは、今ある地域の自治区連合会の毛の生えたぐらいいのものという言い方をしていたのですが、それを選ぶより方法がないのかなというのが、つい最近までの考えだったのですが、当初田村委員も私も質問させていただきました事務所と支所等の機能ということがちょっとわかりましたので、の地域自治区ということを私は希望したいと思います。

そして、将来に向かいます、飯尾委員さんが言われたように、必ず何年先になるかわかりませんが、こういう協働という市政でも村政でも、我々住民が住民の手でという時期は到来することは確かですので、そういったことを目安としながら特例を生かして、今のところは特例を生かして、そして先に進んでいくというのが一番賢明でないかなと、そういうことでございます。

佐藤委員長：はい、ありがとうございます。

鈴木委員お願いいたします。

鈴木委員：私も厚田村の委員として、の地域自治区を推薦いたします。理由は3人と同じでございますので、省かせていただきます。

佐藤委員長：はい、ありがとうございます。

田村委員お願いいたします。

田村委員：私も前回の小委員会で地域審議会でもいいのかなというふうに考えていたわけですけれども、支所機能がどちら也大差がないのだよということであれば、屋上屋を架すことではないということで、私も を選択したいと思います。

佐藤委員長：はい、わかりました。ありがとうございます。

神田委員お願いいたします。

神田委員：浜益村は石橋委員から代表して言われたということで なのですけれども、その内部で我々協議した段階で、本来であれば本当は飯尾委員が言ったように、地方自治法という地域自治区が望ましいということで話し合いました。

しかし、今現在それを希望しても、やはり石狩市では条件がまだまだ整わないだろうということで、そういうことで の特例による地域自治区を選んで、そしてその間にやはり厚田村、浜益村あたりがそういうふうなことを選んで、それが先例となってい組織だということで、そして近い将来、石狩市でも条件整備して、そういうふうになっていった段階で、やはりこれは永久的な地方自治法に切りかえた方がいいのではないかということで、とりあえずは特例による地域自治区と、そういうような選択の仕方をしました。本来は飯尾委員の言うような地域自治区を我々は望んでおります。そういうことです。

佐藤委員長：はい、ありがとうございます。

堀委員お願いいたします。

堀委員：私は最初のときに、何も設置しない方がいいのかなというふうに思っていました。それはどうしてかといいますと、石狩市の市民の声を活かす条例というので、市民の声を活かせるのではないかと感じていたので、 の設置しない場合も考えられるのかなというふうに思っていたのですけれども、 の地域審議会というところで、支所機能はないのではなくて、支所機能も考え方としては支所機能のあり方そのものもここでというか、協議会の中で決めていくということでしたので、そういう部分では が一番市民が参加してつくっていく部分では考え方を生かせる設置の仕方なのではないかなというふうに思っていましたので、私は の地域審議会というところが一番縛りがなくて、一番つくるのにいい形ではないかなというふうに思っていましたので、 がいいかなというふうな考え方の中では思っています。

ただ、今日のお話を聞いていますと皆さん ということで、法人格なしのところではいろいろお話されて、先ほどの飯尾委員のところでお話もあったのですけれども、これ進めていくときに本当に地域の住民の意識が変わってこなければ難しい部分がすごくあると思うのです。そういうところからいくと、全部に設置というのは難しいかなとは思いますが、ですから、もし になるのだとしたら全部設置ではなくて、今の設置できる合併特例というところまで設置していく部分がいいのかなというふうには感じています。

佐藤委員長：はい、ありがとうございます。

10分ぐらい休憩をとります。

(休憩)

佐藤委員長：引き続きまして、審議に入りたいと思います。

越智委員のご意見がいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

越智委員：意見は特にないのですけれども、やはりあり方としては飯尾委員が先ほど申されたとおりだと思います。

佐藤委員長：では、 でよろしいでしょうか。はい、わかりました。

中野委員、いかがですか。

中野委員：私も 推薦でございます。いろいろその辺の状況、この条件といいますか、それにつきましては皆さんおっしゃった中で、十分私の意見といいますか、考えもありますので、特に飯尾委員が申し上げました6区域ですか、ああいう6区の中で設置をしていただけ

ればなと同時にまた、この4年間は任期になっておりますけれども、無報酬も可とありますけれども、この点についても若干やっぱり考えていただきたいと。やっぱり細かな仕事、町内会の今やっている町内会組織の手当関係を見ても、南地域の町内会では若干ですけれども、やっぱりあげているというような状況から、この4年間あるいはまた10年間になるかわかりませんが、非常にやっぱり細かい仕事が多いのではないのかなと。そこから考えると、やっぱり少々なりとも報酬というものを考えていただきたいと、このことだけです。

佐藤委員長：大体皆さんのご意見が出ました。残りました私なのですが、皆さんのご意見どおり、私も を選択したいと思っております。やはり飯尾委員もおっしゃいましたけれども、なるべく地道に小さい方々のご意見が集約されるような、そういうまちにしたいものだというふうに考えております。したがって、支所を中心にしたこの地域自治区ができれば、すばらしいまちができるのではないかとこのように結論づけております。

私の意見は以上であります。

休憩をさせていただきます。

(休 憩)

佐藤委員長：おそろいのごさいますので、休憩前に引き続きまして、会議を開催いたしたいと存じます。

皆さんの意見がすべて同じではありませんけれども、方向性を出さなければなりません。委員長としての判断では、意見の大部分は特例法適用の 地域自治区だったと思います。小委員会としての方向性でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

佐藤委員長：ありがとうございます。

もう一度休憩をさせていただきます。

(休 憩)

佐藤委員長：それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

ただいま配付された資料及び協議の進め方について、事務局より説明をお願いいたします。なお、資料の都合上、(2) 「支所等のあり方」についても一括して説明をいただきたいと思っております。

事務局(松儀)：私の方から地域自治区と協議の進め方について、ご説明させていただきます。

合併特例法によりまず地域自治区の設置する方針が決まったことによりまして、合併協議の中で定めなければならない事項が出てきてまいります。また、地域自治区は支所機能を有していますので、どのような方向で整備していくのかということ、本日協議していただくこととなります。

まず、地域自治区について定めるべき事項につきまして、資料の説明をいたします。

協議の項目と検討に際しての事務局案、たたき台を今お配りしました資料で一覧表にさせていただきます。表の真ん中にごさいます特例法の欄の合併協議で定めるとある部分

につきまして、この小委員会で文案をつくって協議会に提案するということになります。次回の小委員会までに事務局で文案をつくるのですけれども、より成案に近いものにするために、本日は主な事項について皆様に検討していただき、それを反映して事務局案をつくっていきたいと考えております。

それでは、資料に入ります。

1 番目、設置についてであります。合併協議で定められた内容は、3 市村議会の議決を経た上で内容を告示しなければならない。この資料に書いてあります項目につきまして協議で定め、内容を告示していくということになります。

次に設置期間ですが、事務局案といたしまして新市建設計画期間であります 10 年間とさせていただきます。

続いて、事務所の位置でございます。地域自治区は支所機能を有することから、現在の厚田村役場、浜益村役場が適当だと考えております。

事務所の名称。これは基本的に自由であります。ここに例示しておりますとおり、例えば厚田自治区事務所ですとか、浜益町支所自治振興局など、これは皆様の協議の中で決めていただきたいと考えております。

続いて設置の単位ですが、現在の厚田村、浜益村の区域に設置するのが適当と事務局では考えております。

続いて、地域自治区の長でございます。位置づけといたしまして、特例法では期間を定め、事務所の長にかえて区長を置くことができるとされております。また、区長の任期は 2 年以内において合併協議で定める期間、区長を置く場合は特別職とすると規定されております。この特別職につきましては、常勤の特別職を想定しているため、新市の助役は兼務できないとなっております。事務局案といたしましては、区長を置くこととし、任期を 2 年、再任ができることとし、特別職とするという案になっております。

続いて、区長の選任方法です。地域の行政運営に関し、優れた識見を有する者のうちから石狩市長が選任することになっていきます。

続いて、地域協議会の構成員の選任方法、定数・組織及び運営。これにつきましては、2 枚目の別紙の方で例示させていただいております。選任方法につきましてですが、法律案の中で市町村長は、住民の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならないという配慮義務が規定されておりますので、(1) から (3) によります選任の方法を事務局で考えたところでございます。

続いて、定数につきましては、各地域協議会は委員何名をもって組織する。こちらも協議で定めていただきたいと考えております。組織及び運営につきましては、一般的な例をもとに事務局が案を作成するとありますけれども、どんな内容かと申し上げますと、例えば委員の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ開くことができないですとか、会議の議長は会長が務めるものとするなどと一般的なものですので、次回までに文案で示していきたいと考えております。

続いて1枚目にまた戻っていただきまして、構成員の任期についてです。特例法では4年以内とされておりますけれども、事務局案では2年とさせていただきました。この理由につきましてですが、現在3市村における審議会等の委員の任期、これは大方2年となっております。それと、設置期間で想定いたしました10年間で4年任期では割り切れないということが理由であります。ただし、再任を認めることとしております。

続いて、地域協議会の会長、副会長の選任方法です。構成員の互選によるものがよいと考えて案をつくっております。

続いて任期ですが、これは構成員の任期によるものなので、2年で再任を認めるというふうになっております。報酬につきましては、先ほどいろいろなお意見があったとおりなのですが、一応事務局では支給しないとしておりますが、これも協議の中で決めていただきたいと思いますと考えております。

続いて、権限であります。これにつきましては次のページ、別紙ということになっております。A3で配りました法案の内容をちらっと見ていただきたいと思いますけれども、上の段真ん中辺、地方自治法の第202条の7、こちらに地域協議会の権限というものが規定されております。1号から3号にあるとおり、地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項、連携の強化に関する事項、これ以外のものでその隣、第2項に書かれております条例で定める市町村の施策に関する重要事項、こちらにつきましてを協議で決めていただくこととなります。

事務局の案なのですが別紙の方、別紙の地域協議会の権限要旨と書いてある(1)から(3)までのところなのですが、新市建設計画の変更に関する事項、新市建設計画の執行状況に関する事項、(3)地域振興のための基金の活用に関する事項、この三つを事務局案として提案させていただいております。この(3)につきまして、地域振興のための基金とは何かということなのですが、これにつきましては合併特例法で定めている基金を想定したもので、案として上げております。

続いて、その下にあります支所等のあり方について検討資料2の方に移らせていただきます。

協議会に提案する際の調整案といたしまして、支所の整備方針、こちらを小委員会の方で決めていただきたいと思いますと考えております。ここの文では、地域自治区の必要性についてうたっております。内容は、ここに書いてあるとおりなのですが、それを具体的に書いたものが下の(1)、(2)です。

(1)につきましては、合併による窓口業務の混乱ですとか、住民サービスの低下を招かないために必要とされる支所機能についてを方針として書いております。(2)につきましては、地域住民が地域協議会の構成メンバーとして参画していくことによりまして、支所いわゆる行政と連携・協力しながら、その地域の事務処理をしていくというイメージを方針としてあらわしております。

以上、簡単でしたけれども、事務局案として提案させていただきますけれども、あくまで

もたたき台ですので、本日協議いただければと思っております。

佐藤委員長：はい、ありがとうございます。

事務局の説明で、ご質問とかご意見がございましたら、自由に発言をお願いしたいと思います。どうぞ皆さん、よろしくお願いたします。

中野委員：1枚目の事務所の名称なのですが、この自治区の事務所、町、支所とか、あるいはまた振興局とこうなっていますが、何かこの辺の名前の中で何と申しますか、格付みたいなものは別にないのですか。

佐藤委員長：事務局から、説明いただきます。

清水事務局次長：この事務所の名称のところなのですが、これは自治区の名称そのものにとらえてもいいのではないかと考えているのですが、私ども考えたときに非常に悩まして、これは申しわけありません、事務局案といいながら例というふうにわざと言って、ちょっと逃げておまして、これがどれをということは私どもでちょっと言えないのではないだろうかなど。

つまり定数やなんかと同じように、私どもで案と上げるのがおこがましいという、行政側としてはいかがなものかと思ひまして、例として何が考えられるかという範囲をちょっと示しております。これをしてくれというわけではなくて、ですから、これからひとつひとつ考えるたたき台だと思っていただきたいと思います。自治区というのは地域自治区の名前そのもの取って、厚田自治区なり浜益自治区という、それからその自治区という名称を使わなくても自由でございますので、制度は自治区ですけれども名称は自由ですから、町という名前をあえて使ってみたのですけれども、厚田町支所、浜益町支所でもいいのではないかな。村を使っても、これもまたいいでしょうし、そういう形もできるでしょう。

それからまた考えられるところは、よく本州の方であるのですけれども、自治振興局とかというような言い方するところあるのですよね、組織の中で。それを名前だけいただいて、この中に当てつけて厚田村自治振興局とか、そのような例も考えられると。そんなことで少し皆さん考えていただければと思った例文でございます。

中野委員：仮に浜益村、厚田村の名前が変わっても構わないのですか。

清水事務局次長：それは制度ですので、やはり厚田村、浜益村の名前は当然変わってくるということですか。

中野委員：いや、名前ではなくして、振興局とか支所とか事務所とか、これは厚田村と浜益村の名称を統一しなくてもいいのですか。

清水事務局次長：いや、1つの制度ですから、やはりそれは統一された方がよろしいかと思ひます。

中野委員：はい、わかりました。

佐藤委員長：はい、神田委員。

神田委員：今、合併協議の中で、今度旧浜益とか旧厚田の呼称ですね。これ、まだ決まっておられませんよね。石狩市浜益区にするのか、浜益町にするのか、そして字何々ということ

にするのか、それとの関連性はないですか。もし浜益町ということで石狩市浜益町何々というふうになったときに、今度この自治区だけが今の浜益自治区事務所とか、区をつけるとか、これ関連性はないですか。

清水事務局次長：関連性がないというより、当然それは先ほど言った意識の問題に似ているのですけれども、定数とこの関係との意識の関係と似ているのですけれども、仮にここを厚田自治区事務所とします。わかりやすいように厚田区事務所にしますか。としたときに、ではこれを地域自治区の名称はそうなったけれども、その後で住所の名前を厚田区何々とするか、厚田何々とするかは、それは住民の判断になってくると思うのです。

だから、参考等は当然なるでしょうけれども、イコールで結ばれているものではないということ、その自治区の名称を参考にそのまま住所の中に入れ込むものも自由ですし、入れ込まないのも住民の方々の判断は自由だと、こういうように理解していただければと。

佐藤委員長：はい、神田委員。

神田委員：それはわかるのですけれども、片方で区として、片方では町とっているとか、そうなれば何か一体性がないような感じがして、それで本当はそういう町方式をするのであれば、町を生かしたような町事務所とかそうすればいいのではありませんけれども、その辺がちょっともう何かバランスの関係で、ちょっと頭にあったものですから。

佐藤委員長：はい、桐山委員。

桐山委員：この資料7のところでも前回田村委員さんが確認して、私はそういうように承知しているのですが、下の方に住所の表示にはその名称を冠するとなっているから、区はつけなければならぬのだなというふうに、これすんなり読むとなるのですよね。それで質問をしましたら、局長さんだっと思えますけれども、これは住居法のあれによって、つけなくてもいいのだというふうにおっしゃられたので、私はそのように理解しているのですが、よろしいのですね。

佐藤委員長：はい、いいのですけれども。

工藤事務局次長：協議会の中でも説明しましたように、住居表示法に基づくものとしてつくる場合は何々区とつけても構わないのですけれども、今回私も町名、字名の協議の中では町名を表示するということが、住居表示法に基づくものではなくて一般的に町名表示ということにさせていただいていますので、今、委員さんおっしゃったように例えば厚田区厚田というのを一つの大字というか、町名としてそれを表示するということができないということ、厚田町厚田、厚田町古潭とか、それを1つの字の名称というのですか、町名として表示することは構わないのではないかなと。

ただ、あえてつけなくても自治区という中の住所表示ですので、区にあえて区をつけなくても区域というのは従来の、今うちの方の案としては、従来の厚田村の区域、浜益村の区域ということを決めていますから、あえてつけなくても。

佐藤委員長：差し支えないということですね。

はい、田村委員。

田村委員：厚田町とかという名称については、私たち地区の連合会長会議なんかをやって、いろいろ意見交換しますと、厚田村については厚田町というのはもういらぬというのが多いです。だから、仮に望来であれば大字名が望来ですので石狩市望来という名称で、実は住民の意識がそういうふうになっているのですよね。

そういうことで私は、浜益村は町をつけるということですが、厚田村は全般的に町をつけないという、町は削除というとおかしい、厚田支所、そういう簡単にとというような考え方をしているのですが、そういうことでも差し支えはないですよね。

工藤事務局長：自治区の名称ですので、自治区の名称というか自治区の事務所の名称とかということでございますので、それと町名というのは別に考えていただいた方が混乱しないのかなと。例えば石狩市厚田、石狩市望来、石狩市浜益、石狩市川下というところあるのですか、川下とか、そういうのは、あくまでも町名ですので、その町名が集まった旧厚田区域とか旧浜益区域を1つにして、そこを特例法の地域自治区としてエリアというのですか、名称をどうするかということでございますので、町名と余りリンクさせなくても十分理解できるのではないかなと思います。

田村委員：関係ないといってもやっぱり関係していた方が、何か名称としてはね。

工藤事務局長：住居表示法に基づくそういうものをやりますと、何々区というのが住居表示の中でつけられますけれども、これも合併協議会の中でご説明したように、その期間終わってしまったら住居表示法に基づかないで移行になってしまいますので、結局は区がなくなってしまう、例えば10年なら10年後には、住居表示法に基づくものがきちっとされない場合は、せっかくつけたものがなくなってしまうので、そういった意味で町名と区域の名称というのは、自治区の名称を余りリンクさせなくてもよろしいのかなと思います。

佐藤委員長：はい、越智委員。

越智委員：これは余り時間をかける問題ではないと思います。町とか区とかそういうのも決まっていないので、ただこれで見ますと住所の名称なのですけれども、町支所と書いてあるのですけれども、この町を抜かして例えば浜益支所だとか、あるいは厚田支所というような名称でいいのではないですかね。今後、石狩市においても例えば地区たくさんありますよね、親船だとか。

だから、そういう面も考えれば、今、区だとか町だとかということではなくて、ずばりそのまま浜益なら浜益支所、厚田なら厚田支所という、そういう名称が一番いいのではないのでしょうか、そう思うのですけれどもね。自治区事務所だとか、何か振興局なんか物々しいと思います。

委員長：堀委員、お願いします。

堀委員：この呼び名というのは、その地域の人たちが一番いい呼び名がいいのかなと思うので、浜益支所、厚田支所という呼び方がいいのではないかなというふうに思うのですけれども、事務所の位置も今の役場というのが一番いいのかなと思います。

それと、あと新市の建設計画のところも設置期間としては10年というのが、一番いいの

かなというふうに思います。

それと、あと区長を置くこととしてということで、事務局案の方では任期2年で特別職の公務員とすると。特例法のところでは、特別職の公務員、助役兼務は不可というふうになっていますよね。

その下の選任方法では、石狩市長が選任するというふうになっているのですが、この特別職の公務員というと、限られてきますよね。というふうに思うのですが、そこら辺の意味もちょっと。

佐藤委員長：事務局説明をお願いします。

工藤事務局長：ここで特別職の公務員というのは、合併特例法で区長として選ばれた者は法律的に地方公務員法3条の特別職の公務員であるという規定がありますので、あえて特別職の公務員ですということを書かせていただいたわけでありまして。

だから、だれがなるうとも、選ばれた方が区長になった場合は、この方の身分は特別職の公務員ということになります。

堀委員：では、隣の特例法のところの見識のある人を石狩市長が選任して、その人が特別職の公務員という形になるというふうに受けとめていいですか。この方は有償だということですよ。

工藤事務局長：そうです。

佐藤委員長：はい、桐山委員。

桐山委員：先ほど中野委員からも言われたのではないかと思います、委員の報酬ですよ。支給しないことができるというのが特例法の中で言われているので、支給しないことができるということは、原則は支給するのだと私は解釈をしているのですよね。

それで、事務局案では、いろいろ財政のことを考えて支給しないという提案をされたと思うのですが、全く無給というのは私もちょっと賛成しがたいですね。10年間ずっとということは言わないまでも、バス賃か何かはつかなければ。

佐藤委員長：事務局お願いします。

清水事務局次長：これは報酬のことを言っております。費用弁償は規定に基づいてかかった交通費を支給します。職員の給料的なものについてはないよということです。たたき台です。ありにしてもいいのですが、協議していただければと思います。

桐山委員：わかりました。

佐藤委員長：はい、田村委員。

田村委員：私はやっぱり、石狩市でいろいろ委嘱している委員があると思いますけれども、そういう方々が全部無報酬だよということであれば、やむを得ないのかなと思いますけれども、やっぱり私はこういうのをボランティア的にやるということでなくて、やっぱりある程度、一定の報酬を払って責任持ってもらおうとかということが大切でないのかなというふうに思いますけれども、あくまでも私はそういう報酬というものは、額は別にしてもやっぱり私は払うべきでないのかなと思います。

工藤事務局長：小委員会で決めていただければいいということです。

佐藤委員長：今日は意見だけです。今日は決めません。

だから、大いに語っていただきたいということなのです。それが本当の民主主義でございます。

はい、中野委員。

中野委員：田村委員も申し上げましたけれども、額は別といたしましても、やっぱり礼を尽くすべきだというふうに思います。

佐藤委員長：はい、ほかにございませんか。

はい、堀委員。

堀委員：私はちょっと違うのですけれども、石狩市の中の審議会だとか協議会も、ある程度変わってきていますよね。報酬ではない方に変ってきていて、市民がどういうまちづくりをしていくかということで協議会にかかわって、報酬なしとかというふうにも変わってきているところもありますし、やっぱり設置するというのは、このまちをどういうふうにしていくのかということを考えるところなので、先ほど言ったようにかかる実費負担というのはあるので、ここは無報酬、支給しないということでもいいのかなというふうに思います。

それと、あと任期のところですけども、ここも特例法でいくと4年以内というふうになっていて、ここでは2年ですよ。私はこの2年という考え方はいいのかな。2年という方がいいというふうに思いますので、この案でいいのかなというふうに思いました。

佐藤委員長：報酬なしの中で、実費負担という話も出てきました。

越智委員どうぞ。

越智委員：任期やなんかのことは別としまして報酬、これ事務局でたたき台として支給しないというふうに書いているのですけれども、これは協議で定めるということなのですけども、あえて支給しないと書いた意図というのは何なのですか。

佐藤委員長：意図を聞きたいそうです。

事務局お願いします。

清水事務局次長：私どもの中で検討した際に、実費弁償というのは当然しなければならないでしょうというのは、まず1つありました。ですから、それは出ていくでしょう。

それから、あと27次地方制度調査会の中で、その報酬のことをボランティア的な感覚でこれをとらえていくことがいいのではないかというふうな、そういう検討案が出ていたということです。それをバックとして考えて、つまり住民自治という、その重点化を図って、それを行政との協働の中に盛り込むといく中であれば、やはり進んでみずからやっていくというような姿勢をいただければという、それが27次地制調の方の中に方針として出ていたのではないかと。

だから、その精神を酌んだものをあらわしたいなと、そういう思いのたたき台でございます。そういう意味でつくらせていただいたということです。

越智委員：おっしゃるとおりで立派な精神ですけども、やっぱり今、それぞれ皆さんが

職業をお持ちの中で、こういうボランティアというか、無報酬で組織というか行政が進むのかなという気もするのですよね。額については別としましても、その辺はやっぱり考えなければならぬのではないかなと思います。

佐藤委員長：はい、河合委員。

河合委員：報酬支給する、しないの話なのですけれども、基本的に私も報酬は支給すべしという気持ちです。やはり今、越智委員が言われたように、今そういうボランティアとか、そういう時代なのかもしれないけれども、やはり仕事をみんな持っている中で協議会を開くとなると、やはり半日なり1日なり仕事を休み、出ていくわけですから、やはり報酬は払うものは払って、やはり責任も果たしてもらおう。報酬を払うから財政的にどうのこうのということではなく、それが逆に財政をいろいろ削減する根底というか基礎になると思うのですよね。その辺をしっかりとやるためには、報酬は逆にうんと払うという考えです。

佐藤委員長：はい、堀委員。

堀委員：財政的なこととかということではなくて、さっきもいろいろな話が出てきた中に、こういう自治区をつくっていくということは、市民として責任を持った参加をしていくというふうになっていくと思うのですね。それが有償とかなんとかというのではなくて、まちをつくっていくということを考えたときに、私は有償ではなくて、それは無償であったとしても、このまちをどうつくっていくかという参加の仕方ですから、それは有償ではなくて無償でもいいのだというふうに思います。あと選任方法の中のいろいろな委員の区分がありますよね、公募によるものとか。こういうところにもちょっとかかわってくるのかなというふうに思うのですけれども、こういう中に多様な市民の参加があったときに、私は中学生だとかの参加とか、学生の参加があってもいいのかなというふうにも思いますので、そういう多様な参加を考えたときに、ではここがすべて有償でいいのかどうかということもありますので、ここはやっぱり自分たちのまちをどうつくるかということを考えたときには、やっぱりかかるものの経費は負担したとしても、あとは自主的な参加というのが新しいまちをつくっていくときには必要なのかなと思うので、支給はいらないというふうに思っています。

佐藤委員長：はい、よくわかります。この辺の定めがちょっと難しいという感じです。

ただ、審議なんかには指名れさるといふか、自発的でなくて、あなたは何々の代表だから審議に出てくれとか、委員に出てくれと言われて出るときについての話と、全く市民がみんなでかけ集まって、いろいろなまちづくりをしようというときの話と区別をしなければならないのかなという気もするのですけれども、皆さんどうですか。

はい、田村委員。

田村委員：私はこの公共団体等が推薦するものとかというのは、それぞれの団体の長かだれかを多分、それを想定しているのだと思うし、学識経験といえ、それぞれ各界で活躍している人というふうに考える。そうすると、その人方については、その所属の団体でそれぞれの経費負担がなされているというふうに考えられる。けれども、一般公募ということになると、やっぱりボランティアでやるので応募してくるということになるのか。それはやっぱ

りきっちり、額は別にしても何かやっぱり有償でやるということで、無報酬ということにはならないのではないかなという気がします。

佐藤委員長：はい、河合委員。

河合委員：11月の答申案でも、この地域審議会なり協議会の委員は名誉職というような文言もあったのですよね。しかしながら、そういうきれい事ばかりでは、なかなかいかないのではないのかなと、そういう気持ちは強いですね。

佐藤委員長：はい、中野委員。

中野委員：堀委員がおっしゃるのはもちろんそのとおりで、それも私も重々承知の上で実は発言しているわけでございますけれども、やっぱりPTAの役員にしても、あるいはまた町内会の役員にしても、あるいはまた地区の健全育成会の役員にしても、無報酬だとまずほとんど出てきませんね。あの辺はやっぱり無報酬です、みんなね。これはやっぱりその辺の用事と仕事の数というのは、私は全く違うのではないのかなと。これは諸々のものが出てきて、普通の審議委員と全く違う仕事になるのではないのかなと、そんなところから申し上げているところであります。その点を重々配慮していただければなというふうに思います。

委員長：これは難しいです。

はい、神田委員。

神田委員：この関係、先ほど一番最初に議題に上った自治区を設置する、しない、その精神から来て、やはり非常に難しい問題だと思います。やはりこの自治法の一部を改正する法律案でも報酬を支給することができるというのでなく、しないこととすることができるとなっている。支給しないということの方を強くしているような文章なのですね。それから、やはり先ほど来話しました、自治区を設定するというところで地方の地域自治を協働でみんな参加して、そして地域振興を図ると。

そういう意味からいけば、今まで各委員が話している関係もわかるのですけれども、やはりそういう意味で、自分たちが選ばれた段階で、そして地域自治をもう振興させていくのだという、そういう関係からいけば、無報酬でも仕方ないのかなというふうに、そして、その報酬をもらわなくてもみずからそういうふうには選ばれた場合は参加して、そして地域自治振興を図る、そういう関係が一番ベターなのかなというふうに考えます。

バス賃とかそういう費用弁償は当然支給されると思いますけれども、報酬に関しては、やはりこの法律の精神からいって、精神はどういうふうになっているかわかりませんが、私の読んだ範囲では、やはり無報酬も仕方ないのかなというふうに感じます。

佐藤委員長：はい、飯尾委員。

飯尾委員：私は当初ボランティア、無報酬が当然だろうというふうに思っておりましたが、変わり身が早いもので皆様のご意見を聞いておりますと、やはりこの組織を育てていくということと同時に、協議会委員になった方の意識を明確にするという意味で、やっぱり報酬はつけた方がいいのかなというふうに思っております。

ただし、その報酬といっても例えば教育委員などのような行政委員に準ずるような報酬く

らいでいいのかな、年額5万とかそんな程度でいいのかな。それくらいでいいのかな、金額は適当ですので余り気にしないでください。

それと、もう1つ選任方法なのですけれども、先ほど堀委員が言われました中学生とか学生さんというご意見もありましたが、やはりこの協議会の委員というのは、市議会議員さんみたいな方と違って、一般の主婦とかサラリーマンとか仕事を持っている方とかが、そういう方から多様な意見を集約できるように、少しばかりの報酬を払って自覚を持ってもらって、そしてしかも会議は真っ昼間にやるなんていうのは絶対無理だと思いますので、毎月例えば第1月曜の午後6時からとか、それを毎月定例会にするとか、そういうような開催の仕方をして育てていくべきではないかなというふうに思います。

佐藤委員長：ありがとうございます。

はい、小林委員。

小林委員：今5万円と出たでしょう。私もこれをボランティアがいいのではないかと最初思っていた。そうしたら、これ去年の11月の地方制度調査会の最終答申では、これは報酬なしと出ましたよね。

それで、今度は法案には無報酬もあるということだね。無報酬も可ということで、報酬ありというふうなことがちょっとこう。次長の説明では、この報酬の関係は幅ができたという、そういう説明を前回受けましたですね。私は、やっぱり報酬があって、そしてまことに何ですけれども、自覚というか、おれは報酬もらっているのだぞと、一生懸命勉強して建設的な意見を言わなければいけないよというふうなことに、やっぱり気持ちの上でなるのかな。余り多くもらい過ぎてしまいますと、近所がうるさくてだめだね、これは。自分が責任を感じてしまって、とてもとてもね。

だから、報酬は余り多くない方がいいという考え方ですね。2万円とか3万円だとかと、5万円もあげるかあげないかは。私は少ない方がいいのだというふうに思います。それで実費の弁償もありますと、そんなことでどうかなというのが私の案です。

佐藤委員長：はい、ありがとうございます。

今の時間は、とにかく自由に発言ということでお願いしております。私も少しは発言したいのだけれども、どうなのかなと思って遠慮しているのですけれどもね。町内会といいますと、引っ張り出してはどうかと思うのだけれども、町内会長なんていうのは、そうですね、電話賃として1年間に3万円、あるいは連町の会長ぐらいになると年間5万円。それが電話賃、バス賃、ハイヤー賃いろいろあるのだけれども、何に使っても5万円ぐらいなものなのですよ。

ただ、こういう委員になりますと、たしか6,000円ぐらいいただいているような気がするのですけれども、これはちょっと多いなというふうに実は感じています。石狩市でも私も随分審議員になっているのですけれども、多分やっぱり1回2時間から3時間ぐらいで6,000円ぐらいいただいています。これはちょっと多いなと自分は考えていますけれども、どこから算出してそういう数字になるのかわかりませんが、石狩市では支給されてお

ります。

この委員になってからも先ほど言ったように6,000円ぐらいいただいているわけですが、これから将来、厚田村、浜益村から石狩市に行くにしても石狩市から厚田村、浜益村に行くにしても結構な、バスで来れば時間もバス賃も高いはずですね。もし合併した場合のことを考えたときに、やっぱりまるっきり無償というのはどうかなと。

ただ、さっき堀委員が言われたように、まちづくりだから子供も幼稚園もみんな集まってやろうやなんていうときに支給するのだよなんていうことになる、これまたおかしい話になるし、どの辺でどういうふうに切っていったらいいのかというのは、うちの事務局ではあなたたちが答えを出しなさいということなので、非常に苦しい立場に追いやられているわけですが、何でも、何で合併しなければならぬということも考えたときに、確かに報酬は支給しないというのが正当な言い方なのかなと思ったりもするのですが、でもやっぱりこれからの人たちが支給しないでまちのために、ではやりましょうかという人が出てくるのかな、こないのかなと心配なのですけれどもね。

小林委員：社会福祉協議会で経験していることを、ちょっと申し上げます。ボランティアで、そして無償ですよ。そうしたら、大体右肩上がりになってこない。ボランティアが上がってこないの。降下、下がってきている方。したがって、やっぱり今のボランティアの方向という、やっぱり有償の方向ですね。それでなければ、ボランティアというのが増えていかない。これは社会福祉協議会で私は思っていて、ボランティアセンターで登録がどうだ、増えたかい、増えないかということについていつも関心事として聞きますが、増えないで降下しています。

そうすると、やっぱり聞きますと、報酬だとか実費弁償だとか、そういう方向が望ましいみたいですから、望ましいということは、私だって欲しいよということ。やっぱり方向づけというのはそっちかということかな。

佐藤委員長：今よくNPOという団体がございますけれども、これは全く無償だというふうに聞いているのですけれども、果たしてそうなのかなと、ちょっとそのNPOの中身がよく勉強していませんのでわからないのですけれども、今、小林さんのおっしゃるように、福祉というのはもうほとんどボランティアですね。それが少なくなっていくと。

どうですか、厚田村、浜益村はいかがでしょうか。

石橋委員：私もいろいろなボランティアやっていますけれども、報酬というものにめぐり合ったことはないのです。すべてボランティアでやっているつもりなのです。例えば町内会、うちの方は自治会と言いますが、1年間に自治会のために使う日数といえば相当なものです。特に自治会の中でだれかが死亡したらなんかなと、やっぱり1人で月3日ぐらいかかります。10人も死んだら30日も取られます。一銭も報酬はもらっておりません。

したがって、変にそういうボランティア精神を持っている人が集まって、いろいろな協議をつくる段階で、ここに大分議員さんおられますけれども、議員さんくらいの報酬をもらうなら別ですが、少しぐらいの報酬をもらうのだったら、もらわない方がいい。普通ボラ

ンティアとはといえ、やっぱり当たり前やって、よくやって当たり前でしょう。

ちょっと下手すると、何だ、何やっているのだと言われる。それでは、少しぐらいの報酬もらって変にやったら、何あのやろう報酬もらってと言われるくらいだったら、私は報酬はいらない。むしろ、その協議会のことになりますけれども、むしろ会議があったときの費用弁償を1回少し高めにやった方がいいのではないかなと、私個人的な考えですけども、確かにボランティア精神を持った人間というのは少なくなりました。絶対上がっていきません。下がっていきます。それはやっぱりその地域で、人と接する姿勢によって、やっぱりそれではおれもやりますか、こうなってくるのではなかろうかと思えますけれども。

したがって報酬は、くれるならばどんとくれればいけれども、少しぐらいの報酬だったらいらないと、私は思います。

佐藤委員長：ありがとうございます。すばらしい人生です。

はい、桐山委員。

桐山委員：何度も申し上げますが、今の石橋委員の意見はもっともです。私もボランティアの会に入らせていただいております。活動もしておりますが、無報酬でございます。この件については、私は先ほど委員長が言われました石狩市の例で言いますと6,000円と言いましたか、これ日額ですか。

佐藤委員長：そうです。2時間でも3時間でも変わりませんけれども。

桐山委員：そんなに渡さなくても、その半分か3分の1でもいい。やはり私は無報酬というのは、石橋委員の言われたことと違ひまして、おれはボランティアなのだという考え方を逆に持たれたら、そんな方はいないと思えますけど、少なくとも報酬はつけるべきでないか。ずっとでなくても例えば5年間、だんだん財政がゆるくなってくれば、当然他の方だって減らされるでしょうし、そのときはそのときで、最終的には無報酬という考え方で、出発点では私は多少なりつけるべきだという意見でございます。

佐藤委員長：はい。困ってしまいました。どうしたらいいでしょうね。

はい、鈴木委員。

鈴木委員：報酬は支給しない方がいいと思います。ただし費用弁償はした方がいいと思います。その金額は、大体この委員会程度のくらいが妥当かなと思っています。それ以下でも構わないとは思っていますけれども、そういう意見です。石橋委員の意見と大体同じような意見です。

佐藤委員長：桐山委員だけ違うの。

鈴木委員：桐山委員も大体同じです。

佐藤委員長：では、大体意見がまとまってきましたか。分かれていますか。その実費という数字がどの辺なのかというのは明白に出てこないのですけれども。

神田委員：実費は報酬ではなくて費用弁償といひます。費用弁償は古い言葉でいえば車馬賃、車賃。車賃プラス日当なのですよ。それが費用弁償という意味ですから、その実費は今バス代が相当だと思えますけれども、その日当をいかにするかで話は決まるのでないです

か。その日当が300円から何千円までであるのでしょうかけれども、その幅によって決まると
思いますけれどもね。その日当をどのくらいにするかによっては、報酬なくてもという意見
でもいいのでないでしょうかね。費用弁償には当然日当入るでしょう。

佐藤委員長：事務局からお願いします。

工藤事務局長：ただいまの合併協議会の報酬、費用弁償の支給の考え方というのは、報酬
は日額6,100円を支給させていただいてまして、費用弁償に当たるものは車馬賃と言
われていましたけれども、日当は支給していません。交通費だけということで、今の合併協
議会は報酬とバス賃というか、バス賃相当額を支給させていただいています。このまま石狩
市の条例の中の適用を受けますと、多分このまますんなり支給するということになりますと、
別に定めがなければ6,100円。日額報酬6,100円の地域協議会が位置づけられるの
かなという感覚を持っています。

佐藤委員長：高過ぎますか。それなら問題ない。

鈴木委員：厚田村だけの小委員会の場合は、私ども厚田村ですから、歩いてくるわけです
から1,200円です。

工藤事務局長：それは日当ですよ。

鈴木委員：日当です。車馬賃なしです。

工藤事務局長：車馬賃がない場合は多分報酬だけ。報酬を支給するということになれば報
酬だけということになります。

神田委員：これだけは確認したいのですが、正式な報酬ということを出すのか、そ
れとも費用弁償の中に日当プラス交通費、そういうことを出すのか、その辺によってはやっ
ぱり抵抗が少なくなるのでないでしょうか。

ただ、やはり報酬にしても日額報酬もありますし、月額、それから年額もありますし、そ
ういう関係で、その報酬をもし選択するとしても日額報酬にするのか月額、年額にするのか
というもありますし、また日当の段階で費用弁償の中に交通費プラス日当ということで、費
用弁償の場合は交通費プラス日当だよという定義づけるのか、その辺によっては違うので
ないでしょうかね。

佐藤委員長：違うでしょうね。

鈴木委員：やる会議の場所にもよるだろうし。

委員長：そういうことですね。

桐山委員：私の言ったのは交通費プラス、今あれでしょう、石狩市で日額6,100円出
ていますと委員長言われましたよね。3分の1の2,000円でもいいということです。日
当2,000円、あとは交通費をプラスするということによろしいのでないですかというの
が私の意見です。

鈴木委員：会議の場所が石狩市役所ばかりだということであれば、これまた違うし、各
地区でやるのであれば、それぞれのまた計算の仕方があるのでないかと思うのですよね。

田村委員：石狩市の日当は市内の場合は幾らなのですか。

工藤事務局長：事務局としてお答えしますが、日当というのは旅費の中の旅行雑費と言われているものが日当ということでございますので、報酬という性格とちょっと違うのですよね。出てきていただいた労賃みたいな形で報酬というのを支給します。協議会も報酬を支給していますけれども、日当は協議会の中では支給していません。バス賃相当額という形でしか支給されていません。

田村委員：いや、石狩市の普通の場合です。

工藤事務局長：石狩市の場合、職員の日当は出ていません。廃止になっていますので、札幌市に出張した場合、公用車だと旅費というは出ないということになっています。バスで行った場合は、バス賃相当額は出ます。例えば東京へ行った場合も日当は出ません。実費弁償だけの交通費は出ますけれども、旅行雑費と言われている日当は出ていません。

佐藤委員長：ただし、給料はちゃんともらっているでしょう。

河合委員：事務局、今どういう押さえしているかどうかわからないのですけれども、この協議会の開催を定例月1回とか、どのくらいを想定しているのか。週1回とか月1回とか、かなり回数が多いと。あるいは年に2、3回程度とかといろいろあると思うのですけれども、それによっても変わってくるような気もするのですけれどもね。

佐藤委員長：河合委員の質問に対して、事務局から答えます。

清水事務局次長：私の方からお答えいたしますけれども、それは小委員会で決めていく、その事項の内容にいかんにかかわってくると思います。配付しました資料の2枚目なのですが、地域協議会の権限というところがございます。これは新市建設計画の変更とか執行状況、それから地域振興のための基金ができればその使い道とか、こういった事項がまだ協議の中で多々出てきます。そういうことであれば、やる内容は増えてくるわけでございますよね。

それで、ただここに上がっている権限といっているのは、自治法の202条の7の7に規定する、条例で定めなければいけないとされている事項だけなのです。実はまだまだ審議会はやることのあるのです。それは、この大きい紙、法律の202条の7というのがあります。これが第1項目に、地域審議会は次に掲げる事項のうち市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの、または必要と認めるものについて審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができるということで、3つほど書かれております。

というのは、これは法令で定められている事項なので協議するまでもなく、しなければならぬ事項になっております。資料に書かれているのは定めなければいけない事項なので、決めていただきたくて述べただけなので、これらが2つ合わさって協議会でやらなければいけない。ここの3つの事項につきましても、どの範囲までをするかというのは皆さんで、恐らく協議会の中で決めていく、自区地区の中と本庁の関係ですね、その中で決めていく事項が結構出てくる話になってきます。

ですので、それは実際やってみなければわからないところと、今決める内容に引っ張られるところがあるので、実質何回程度ですかとちょっと聞かれてもお答えしかねる、これがお

答えになってしまって申しわけございません。

佐藤委員長：かなりあるという押さえですね。

鈴木委員：委員の人数の存在を想定してほしい。

工藤事務局長：今、人数とおっしゃいましたけれども、これも今回決めていただかなければならない、2ページ目の各地域協議会委員をもって組織するという、この何人にするかというのも決めていただきたいということで、今回たたき台としてと書いていますけれども、協議会のこの場で決めていただければと思っております。

佐藤委員長：今、事務局からこういう話ですけれども、ちょっと5分ぐらい頭冷やしたいと思しますので、休憩をさせていただきます。3時半ぐらいには終わらせたいと思います。

(休憩)

佐藤委員長：再開いたしたいと思っておりますけれども、この支給しないにつきましての、かなり皆様のご意見をいただきましたけれども、次回もあることなので、今日ここで決めるというのはちょっと難しいかなと今考えておりますけれども。

越智委員：委員長、3時半で終わってください、今日。

佐藤委員長：はい、ありがとうございます。そうしたいと思っております。

ご意見をいただきました。先ほどのどなたの意見が一番いいのかは、ちょっと委員長としても決めかねておりますけれども、とにかく合併をどうしてするのかということ考えた場合、報酬の問題は0ということが基本かなと思っておりますので、そういうことを考えますと、要するにバス賃はいただくけれども日当はいらぬよというふうなことで皆さん考えていただければ、本当のすばらしい協議会かなというふうに感じますけれども、これは私の考えだけです。

河合委員：反対です。

佐藤委員長：反対ですか、はい。もう一度、そうしたらご意見いただきましょう。

河合委員：いやいや、今日ここでは無理だ。

佐藤委員長：今日は決められないという意見ですね。

河合委員：決められないし、委員長の意見に反対です。

佐藤委員長：反対、はい、わかりました。所見でございました。

はい、堀委員どうぞ。

堀委員：このことだけにとらわれてしまうと、次のたたきができないのではないかなと思っておりますので、たださっきからボランティアという話が出ていたのですけれども、私はこのことをボランティアだというふうに受けとめるのは、ちょっと違うかなと考え方だけをおきたいと思っております。

それとあと、先ほど回数の話も出ていましたけれども、回数もそれにこだわるのではなくて、自分たちのまちをつくっていくことですから、これは自分たちが招集して何回でも開けるのだということを、やっぱり押さえておかなければいけないのかなというふうに思います。

それとあと、先ほどのところの構成員のところですが、これ石狩市から言うのはど

うなのかなと思うのですけれども、委員会の組織する人数ですけれども、5名というよりはちょっと少ないのかなというふうな感じがするので、7名ぐらいが妥当なのかなというふうに感じています。

それとあと、委員のところですが、今言った7名のところで考えると、学識経験者が2に、団体が推薦する人が2に、公募する人が3ぐらいなのかなというふうに考えました。

佐藤委員長：はい、ありがとうございます。

今、堀委員から説明ありましたけれども、人数だけは大体決めていただきたいというのがこちらの希望ですけれども、7名ぐらいというご意見ですけれども、どうしょう。

はい、神田委員。

神田委員：その人数を今日決めるというのであれば、私個人的な意見ですけれども、一応10名が妥当かなと。3名、3名、4名くらいです。

佐藤委員長：3名、3名、4名で10名ですね。

田村委員：私も今、神田委員が言ったように10名。余り少なくて全く集まらない場合なんかも想定しなければならぬから、やっぱり10名は必要だと思いますね。

佐藤委員長：これは構成委員ですからね。堀委員の場合は7名ですね。

堀委員：7名と決めたわけではないですけれども、5名だと少ないので、7名ぐらいが議論するにはいい人数かなというふうに思います。

佐藤委員長：こちらは10名という線が出ています。

桐山委員：私は10名ないし15名。ちょっと多いように感じるかもしれませんが、やはりいろいろな団体と言いましても農業、漁業、商業それからPTAの方の関係とか、いろいろ数えていきますと、もう既に十は超えます、はっきり言って。

佐藤委員長：ほかに、今10名から15名という案が出ましたけれども、事務局は皆様のご意見を聞いて、それをまた検討するそうですから、今7、10、15名という数字が出ましたけれども、そのほかでまだ何か案がありますか、どうでしょう。

はい、堀委員。

堀委員：私は7名にこだわっているわけではないのですか、もしも公募枠がいっぱい入るのだったら、多い方がいいとは思いますが。

佐藤委員長：多い方がいいね、わかりました。

鈴木委員：やっぱり厚田村の地域性の考えた場合、地域からだとか産業別だとかというふうなことで、私は12名ぐらいが妥当だと思っております。それに公募を入れた場合を考えれば15名ぐらいが限度かなと思っております。なるべくそのくらい人数で、よろしく願いしたいと思います。

佐藤委員長：ただいまの鈴木委員のご意見は、今お聞きのように15名以内。

鈴木委員：それと回数の問題ですけれども、堀委員さんが適当に何回でも開けるのではないかなというふうなおっしゃり方をされましたけれども、これはやっぱり市長からの任命の会合ですので、何回も勝手に開くというわけにいかないのではないかと私は思うのですよ。やっ

ぱり会議の回数というのは限られるのでないかというふうに考えますので、そのことはどんなものでしょうか。事務局の考え方を聞かせてほしいと思います。

飯尾委員：ただいまの意見にちょっとご意見したいのですが、市長からの任命であることは間違いなくと思いますが、ここは地方自治法の第202条7のところに書いておりますように、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたものという場合は、市長からの任命ということが考えられますが、または必要と認めるものについてということが書いてありますので、この必要と認めるものというのは、やっぱり地域協議会がみずからが必要と求めたとき開催するものであるもので、これは自由にやっぱり開催できるのではないかなというふうに私は思います。

鈴木委員：そういう場合は、費用弁償とか関連してきませんか。

佐藤委員長：もちろん関係はしますね。

鈴木委員：関係してきますよね。そうすると、やっぱり何回も何回もというわけにはいかないのではないかと私は思うのですよね。

堀委員：何回もということではなくて、やっぱり自治区なので自主的な参加もあるので、本当に必要だと思ったときには自分たちみずから、市長に諮問されたとかそういうことだけではなくて、みずから開催することができるということもちゃんと押さえておくべきだということに私は思っています。

鈴木委員：そういう意味ならわかります。

桐山委員：今、皆さんも言っておりますけれども、回数は相当数になるのではないかと思います。特に合併したとした場合の何年間の間は、声もあるから、堀委員が言われたように、開かなければならない回数もふえると思います。それと、議会の前に諮問されるとすれば、当然そういうことになると思いますから、議会が何回かあれば、その前に諮問される回数も議会と合わさってあるのではないかと。そうすると、トータルすると年間で結構な回数になるのではないかなというふうに思います。

佐藤委員長：はい。これはまだはっきりはできませんけれども、想像としては確かに10回ぐらいはあるのかなという感じもします。この辺はわからないから、どうしようもないみたいですね。

はい、河合委員。

河合委員：人数については今日決めたいということなので、意見として鈴木委員も申しておりましたけれども、学識経験者も含めて15名以内という考えです。

佐藤委員長：どうでしょう、皆さんのご意見で15名以内ということで決定をさせていただきますでしょうか。

(「異議なし」の声)

佐藤委員長：異議なしということですのでけれども、よろしいですか。

それでは、そういうことで決定させていただきます。

15名以内ということで、そのたたき台でこれから検討していきたいということでござい

ますので、ご了解いただきたいと思います。

限られた時間ではありますが、2枚目の支所等のあり方についての検討資料2なのですから、ちょっとここを読んでいただいて、皆さんにご意見をいただきたいなと思いますけれども、合併により編入する厚田、浜益地域は市役所から遠隔地にあることから、住民サービスの低下を招かないように適切な対応を図る必要があること。また、住民自治を強化する観点から、地域市民に身近なところで、身近な事務を処理したいと、こういう観点から支所機能を有する地域自治区を置くこととしていると。こうしたことから、厚田地域、浜益地域の地域自治区の支所機能については、原則として次の事項を基本として整備するものとする。

(1) 支所の担当業務は、地域振興、防災、保健福祉、環境衛生、農林水産業、建設・水道、商工観光、教育部門や住民生活に密着した窓口業務などについて良好な住民サービスが提供できる機能を有すること。

(2) は、地域住民と行政の協働、いわゆるパートナーシップの推進を図ること、これが目的でありますけれども、どうでしょう。この指針に従って進んでまいりたいということなのですが。

はい、神田委員。

神田委員：この関係につきましては、良好な住民サービスが提供できる機能を有するということが、非常に私どもはありがたいなと思っておりますけれども、この文言の中で建設水道とありますけれども、これはどういう意味でしょうか。建設水道という水道に限っているのでしょうか、それとも建設・水道という意味でしょうか、その点1点だけ。

佐藤委員長：事務局、ただいまの質問、お答えいたします。

工藤事務局長：建設・水道ということで、建設も水道もという意味でございます。建設水道という1つのくりではなくて、建設も水道もという。

神田委員：はい、了解しました。

佐藤委員長：ほかにございますか。

桐山委員どうぞ。

桐山委員：申しわけありません。たまたま今日の道新の社説を、ちょっと見たのですが、その部分をちょっと言ってみますけれども、これ榎法華村ですね。決まったところなのですが、役場は支所となるが、当面地域振興や建設、経済などの部署を置き、人員の大幅縮小はないということが書かれたのを見て、こういうふうに合併になったすぐは、やっぱり残務整理とかそういったこともたくさんあるでしょうし、とりあえずはこういうことになるのかなということで、ちょっと見たのですが、事務局と私、各委員がああ規模、この規模と言ってもあれですから、腹案というようなものがあれば出していただいて検討しなければ、これはちょっと支所の規模とか人員とかということには、ちょっと問題でないかなというふうに私は考えております。

佐藤委員長：事務局から答弁いたします。

清水事務局長：私の方から今後の進め方にもかかわってくるのですけれども、前も一度

ちょっとお話ししたのではないかと思うのですが、こちらの小委員会は支所のあり方という形で今言った整備方針的なもの、これらが了承されれば、組織機構を検討する専門部会がありまして、協議項目の中にも組織機構というところがございます。それは支所を含んだ新市全体の組織機構のところを検討する部門になります。それに対して、この整備方針でやってくれよと送り込もうという形になります。当委員会として、この整備方針を了承がされれば、これを受けてその組織機構がこれに外れないような形で作りに上げてくると。その中で具体的なものはあるのですが、多くの合併協議会では、そこでも方針で出すのですね、言葉で。

というのは、本当に具体的なものというのは合併準備期間とか、また新市になってから、非常にその機能というのは人数も変わってきますので、揺れ動くところがありますから、大まかな方針は押さえると。そこで、恐らく協議会の中でその全体の組織機構のところでは言葉にはなるのですが、想定されるものは何になるのだろうかという話の中で、大体の考え方の規模とかなんかは示されるのではないだろうかと思います。支所だけの規模を今論ずるのは、やはり新市全体の中の組織機構との絡みがあって、簡単にはできないというのが現状でございますので、そういう流れをご理解いただければと思っております。

佐藤委員長：よろしいでしょうか。

はい、小林委員。

小林委員：支所の機能で、職員の数の問題ですけれども。だから、どういう機能を持たせて、ここへ何人何人とかという、これは年次計画で今後10年ぐらいを見越しまして、そういう計画を組織機構部門でつくっていただければいいなど。ある支所は職員が1人になってしまったという、そんなことが書いてありました。そういうことだけはないように、きちっと組織機能をはっきりしておいていただきたいなど、そういう案をおつくりいただきたいと。職員にだって身分がありますし、よろしく願います。

清水事務局次長：今のご意見は、当然この小委員会のご意見は組織機構の方が非常に注目しておりますので、すぐさまお伝えするし、聞いているというか伝わる仕組みになっております。ですから、小林委員のご意見はお伝えして、十分考慮されるものと思っておりますし、恐らくやる作業は、今やられたような作業をしているのではないかと思います。

ただ、それは先ほど言いましたように、こうするよということでも年次計画とか合併年は何人にしますよとか、合併後10年たったなら何人ぐらいになりますよというのは、ある程度の想定はできるかもしれませんが、具体的にお約束できるというようなのは、協議会の場ではちょっと無理になるのではないだろうかなど、そういった点はご考慮いただきまして、文言的な整理と、あと参考数値的なものは出すような形が望ましいということ伝えておきたいと思っております。

佐藤委員長：最後になります。一番下の支所の担当業務は、先ほども申し上げましたけれども、こういう形で進めたいということをご了解いただけますか。

(「異議なし」の声)

佐藤委員長：よろしいですね。

それでは、次回の小委員会までに本日の皆様からいただいた意見を反映いたしまして、1番目の「地域自治区について定める事項」と、「支所のあり方について」の素案を事務局から送付いたします。その素案について各市村で検討していただき、次回の小委員会で最終議案としてまとめたいと考えております。

したがいまして、次回、最後と考えておりますので、お忙しいところとは思いますが、各市村の検討につきましてお願いしたいと思います。

本日は、これもちまして終了いたしますので、よろしくお願いいたします。

3. その他

佐藤委員長：なお、続いて次回の開催日時についてですが、30日はいかがでしょうか。異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤委員長：はい、満場一致でございます。

場所は浜益になりますね。時間は午後1時からということですがけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

佐藤委員長：はい、ありがとうございます。

4. 閉 会

佐藤委員長：それでは、以上で、本日の委員会を閉会いたします。

まことにありがとうございました。

ご苦労さまでした。

上記地域自治組織等小委員会の経過を記録し、その相違ないことを証すため、ここに署名する。

平成 年 月 日

地域自治組織等小委員会委員長 佐藤 豊治